

障害者自立支援法

上

平成18年4月から
施行されます

この制度の概要につきまして、今回と次回広報3月25日発行)と2回にわたりお知らせします。今回は、制度整備の背景、全体像、利用者負担の仕組みについてです。

「障害者自立支援法」が4月から段階的に施行されます。これは、自立支援の観点から、これまで障害種別(身体・知的・精神障害)ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設するものです。

障害者自立支援法

施行期日	主な内容
平成18年 4月1日	介護給付や自立支援医療(旧精神公費負担医療等)の利用者負担の見直しに関する事項
平成18年 10月1日	障害程度区分認定の仕組み、新たな施設・事業体系への移行に関する事項

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーション(注1)の理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。しかし、次のような問題点が指摘されています。身体障害・知的障害・精神

障害とといった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
サービスの提供体制が十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと
支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること
こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法のポイント
障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを一元化し、施設・事業を再編障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもつて費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
就労支援を抜本的に強化支給決定の仕組みを透明化明確化

障害のある人々の自立を支援します



(注1) ノーマライゼーション...障害者や高齢者など社会的不利を受けやすい人々が、他の人々と同様に生活・活動する社会が本来の姿であるという考え方

利用者負担の仕組みはこう変わります

(平成18年4月から)

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等

の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

■利用者負担に関する配慮措置				
入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)
1 利用者負担の月額上限設定 (所得段階別)				
2 個別減免		3 社会福祉法人が利用者負担軽減措置を行った場合の公費助成 (経過措置)		
4 高額障害福祉サービス費 (世帯での所得段階別負担上限)				
5 生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)				
事業主の負担による就労継続支援事業(雇用型)の減免措置				
8 生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)				
食費・光熱水費	5 補足給付 (食費・光熱水費負担を軽減)	7 食費の人件費支給による軽減措置 (3年間)		6 補足給付 (食費・光熱水費負担を軽減)
従来より食費や居住費については実費で負担→新たな負担は発生しませんが、適所定役を利用した場合には、7の軽減措置が受けられます。				

番号	利用者負担に関する配慮措置	内 容															
1	利用者負担の月額上限額設定 (所得段階別)	<p>障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、1カ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>世帯の収入状況</th> <th>月額負担上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護受給世帯</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低所得 1</td> <td>市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得 2</td> <td>市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、 おむね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が おむね125万円以下の収入</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。</p>	区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額	生活保護	生活保護受給世帯	-	低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方	15,000円	低所得 2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、 おむね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が おむね125万円以下の収入	24,600円	一 般	市町村民税課税世帯	37,200円
区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額															
生活保護	生活保護受給世帯	-															
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方	15,000円															
低所得 2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、 おむね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が おむね125万円以下の収入	24,600円															
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円															
2	個別減免	入所施設、グループホームを利用する場合、さらに個別減免があります。															
3	社会福祉法人が利用者負担軽減措置を行った場合の公費助成 (経過措置)	社会福祉法人等の提供するサービスを利用する場合、1つの事業所での月額負担上限額は半額になります。															
4	高額障害福祉サービス費 (世帯での所得段階別負担上限)	同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じです。															
5	補足給付 (食費・高熱水費負担を軽減)	食費等実費負担についても、軽減措置が講じられます。															
6	補足給付 (食費・高熱水費負担を軽減)																
7	食費の人件費支給による軽減措置 (3年間)																
8	生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)	生活保護への移行防止策が講じられます。															

低所得の方に配慮した軽減策については種類が多いため省略しています。詳細についてはお問い合わせください。
《問合せ》社会福祉課障害福祉係 ☎24 - 7033 FAX 24 - 4516、各総合支所健康福祉課